

医政発 0330 第 18 号  
令和 5 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
( 公 印 省 略 )

異状死死因究明支援事業の実施について

標記については、令和 4 年 3 月 23 日医政発 0323 第 17 号本職通知の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

また、貴管下関係者に対しては貴職からこの旨通知されたい。